

プラスチック製買物袋の有料化のあり方について

令和元年 12 月

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
レジ袋有料化検討ワーキンググループ
中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会
合同会議

1. 見直しの目的

- 「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日決定)では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けた。その取組の一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。
- このため、プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法(以下「法」という。)の枠組みを基本としつつ、省令※の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。

※小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令。現行では、小売事業を行う際には、容器包装の使用の合理化が義務づけられており(法第7条の4第1項)、具体的手段として、①容器包装の有料化、②容器包装を利用しない場合のポイント還元、③マイバックスの提供、④声がけの推進等、のいずれかを行うことが定められている(省令第2条第1項)。今般、プラスチック製買物袋については①を必須とする。それ以外の容器包装(紙袋等)については、引き続き使用の合理化に向けて複数の手段のうちいずれかの対応を行うこととなる。

2. 制度改正のイメージ

(1) 対象となる買物袋

- i) 消費者のライフスタイル変革を促すべく、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とする。
同時に、
 - ii) プラスチック資源循環戦略に掲げた基本原則である3R+Renewable の観点から一定の環境性能が認められる、バイオマスプラスチック・紙等の再生可能資源を用いた買物袋、リユースバッグ等繰り返し使用される買物袋、海洋生分解機能が適切に発揮される買物袋への転換を推進する。

- このため、
 - 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする(用途、素材及び形状による特定)。
同時に、
 - 対象とならない、バイオマスプラスチックの配合率が一定以上(施行当初は配合率 25%以上)の買物袋、繰り返し使用の観点から厚さが 50 μ m 以上の買物袋、海洋生分解性の買物袋(今後、相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る)についても、環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要。
- さらに、バイオマスプラスチックへの転換に当たっては、消費者への分かりやすい表示、一定以上のバイオマスプラスチック配合率、更に当該配合率を徐々に高めていくことを求める。
- また、海洋生分解性プラスチックについては、国内企業の技術力は世界トップクラスでありつつも、現時点で技術開発の途上であるため、海洋生分解機能の向上に向けて支援を行っていく。

(2) 有料化のあり方

- プラスチック製買物袋の価格設定については、サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとする。
- また、プラスチック製買物袋の売上げの使途についても、各事業者が国民的理解を醸成して使用の合理化を図るという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択するものとする。
- 以上の参考情報として、先行事例での効果実績等を3. ガイドライン等で事業者
に提示する。

(3) 対象業種

- 競争上の不公平を生じないよう、あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化等による削減努力がなされることが必要であり、既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置が講じられるように推奨する。

(4) 中小企業・小規模事業者等への配慮

- プラスチック製買物袋を利用する事業者の規模にかかわらず一律に対象とする。
- 他方で、有料化によりプラスチック製の買物袋の使用量が減少し、市場規模が縮小することが見込まれるため、製造事業者への支援策を併せて検討する。

(5) 実施時期

- 実施に当たっては、システムの変更や買物袋の仕様変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、来年7月1日から一律に施行する。その上で、これに先立ち前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨する。

(6) フォローアップ

- 実効性の確保に当たっては、法に基づく定期報告により、有料化等の状況やその効果を確認し、必要に応じた勧告、命令、罰則等に加え、各事業者・業界における取組状況の自主的な情報発信等を実施することも推奨する。
- 今後、施行状況を確認しつつ、見直しを行っていく。

3. 事業者への周知・国民理解の促進に向けて

- 国は、以下のような取組を通じて、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、身近なライフスタイル変革の第一歩と捉えて、買物袋以外も含めてプラスチックとのスマートな付き合い方やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換に向けた環境価値の理解の促進に努める。

- プラスチック製買物袋有料化に当たってのガイドラインの策定、各業界・各自治体への説明会等の実施
 - 各種メディア(TV、インターネット等の各種メディアに加え、ポスター、チラシ、レジ前 POP 等を含め)を通じた国民向け周知広報、マイバッグ普及キャンペーン
 - 問い合わせ窓口の設置
- 地方自治体、事業者及び消費者団体は、国の取組も踏まえ、制度の円滑な実施に寄与するべく、各々の立場から自ら役割を果たすことが望まれる。

＜プラスチック資源循環戦略の更なる具体化に向けて＞

- 今般のプラスチック製買物袋の有料化は、「プラスチック資源循環戦略」に掲げた取組の具体化を進める上での第一歩であり、速やかに実現を図るべきものである。
- 今後、プラスチック資源循環の更なる高度化に向けて、取組の一層の具体化を図るべく、来年以降、順次検討を開始していく。